

温水プール施設民間活力導入可能性調査業務

公募型企画競争 提案説明書

令和3年（2021年）7月

札幌市スポーツ局スポーツ部

1 業務名

温水プール施設民間活力導入可能性調査業務

2 背景及び目的

本市では、将来的に人口減少社会の到来や超高齢社会の進展が見込まれる中、既存スポーツ施設が一斉に更新時期を迎えることに対応しつつ、市民の誰もがスポーツに参画できる持続可能な施設環境の実現を目指し、令和3年5月に「札幌市スポーツ施設配置活用実施方針（以下、「実施方針」という。）」を策定した。

市内にあるプール施設については、本市が所管する各区温水プールや学校プール等のほか、民間所有の施設があり、各施設はそれぞれの目的に応じて設置・運営がなされている状況である。

これらの状況を踏まえ、実施方針では、市内のプール施設について、今後も引続き、年間を通して水泳環境を提供する場としての機能を確保していくとともに、機能確保にあたっては、本市が所管するプールや民間プールを含めた効率的・効果的な施設のあり方を検討することとしている。具体的な検討にあたっては、区温水プールと学校プールの老朽化が進む中で、今後、既存民間プールをどの程度活用していけるのか、民間プールだけで機能を担えない場合に区温水プールと学校プールの機能を集約した新たな施設（以下、「集約プール」という。）が必要かなど、複数の選択肢について実現可能性や費用対効果などを比較検討し、最適な施設の規模や、配置・運営方法を導き出すことを想定している。

本業務は、効率的・効果的な施設のあり方を検討するにあたり、日常的な運動・健康づくりを担う民間プール施設の拡大や、集約プール施設の整備・運営に係る民間活力の導入可能性を把握するため、必要な調査及び検討を行うことを目的とする。

3 業務内容

別紙1「仕様書（案）」のとおり。

なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、今後、提案内容や協議により変更する可能性がある。

4 提出書類及び企画提案を求める内容

提出書類は、別紙1「仕様書（案）」を参照のうえ、以下により作成すること。

(1) 参加申込書（様式1）

(2) 過去の業務実績（様式2）

提案者及び業務体制を構成する事業者の会社概要並びにこれまでの類似業務の実績を示すこと。

(3) 実施推進体制（様式3）

各業務に際して、業務体制（人員体制を含む）並びに業務の統括責任者及び各パートの責任者の役職及び実績を示すこと。

(4) 見積書（様式自由）

見積範囲は委託業務の一切の経費を含むものとする。積算根拠が分かるように記載すること。

(5) 企画提案書（様式自由、A3横、片面印刷、1枚）

別紙1「仕様書（案）」に示す業務内容を踏まえ、次に掲げる項目について、企画提案書を作成すること。

- ・業務実施スケジュール
- ・業務実施にあたって特に重要な観点及び対応方法

業務実施にあたり特に重要と考える観点（最大3点まで）を示し、その対応方法を明らかにすること。

- ・独自提案事項

本業務を実施するにあたり、上記以外に必要、効果的と考える対応等があれば提案すること。

5 予算規模

本業務の上限は4,862千円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

6 業務委託期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

7 参加資格要件

札幌市の競争入札参加資格者名簿に登載されており、かつ、次に掲げる(1)～(5)の

全ての要件を満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法による再生手続開始の申立がなされている者（手続き開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全ではない者
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けていない者
- (5) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者に該当しない者であること。

8 参加手続きに関する事項

(1) 日程

日程は下記のとおりを想定しているが、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては日程を再検討する場合がある。

公募開始	令和 3 年 7 月 5 日（月）	
質問書の提出期限	令和 3 年 7 月 12 日（月）	17 時必着
提出書類の提出期限	令和 3 年 7 月 28 日（水）	正午必着
実施委員会による書面審査	令和 3 年 8 月上旬	
<u>※ヒアリングは実施しない。</u>		
提案事業者への選定結果の通知	令和 3 年 8 月上旬以降	
契約締結	令和 3 年 8 月上旬以降	

(2) 質問の受付及び回答

質問がある場合は、提出期限までに、質問書（様式 4）を下記ウのメールアドレスに送信すること。

ア 質問期限

令和 3 年 7 月 12 日（月）17 時まで

イ 質問に対する回答

質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、札幌市ホームページで公表する。

ウ 送付先電子メールアドレス

sports-shisetsukeikaku@city.sapporo.jp

※ メールタイトルは「(団体名)「温水プール施設民間活力導入可能性調査業務」質問書」とする。

(3) 提出書類

提出書類は、以下により、期限までに持参又は郵送（書留郵便等配達状況を確認できるものに限る。）すること。

- ・ 正本は、上記4（1）～（5）の構成で一式とし、1部提出すること。（提出にあたっては、一式を左肩一箇所でホチキス留めすること。）
- ・ 副本は、上記4（2）～（5）の構成で一式とし、10部提出すること。（提出にあたっては、一式をゼムクリップで留めること。ホチキスは使用しないこと。）
- ・ 上記4（2）～（5）は、PDFデータをCD-Rなどの光学ディスクで提出すること。
- ・ いずれの場合も特別な製本、折込等はしないこと。また、用紙の規格、枚数、様式等は厳守すること。

(4) その他の留意事項

- ・ 書類の作成・提出に係る費用は申込者の負担とする。
- ・ 書類に虚偽があった場合は失格とする。
- ・ 提出のあった申込書類は返却しない。

9 契約候補者の選定方法

企画提案は、札幌市の関係部局の職員からなる「温水プール施設民間活力導入可能性調査業務に係る企画競争実施委員会」（以下、「実施委員会」という。）の審査において、最も優れた企画提案者を選定する。

なお、評価の方法は、別紙2「評価項目・基準表」により総合的に評価する。

(1) 審査方法

- ・ 実施委員会は、提出書類に基づき、提案内容等に関する質問を提案者に通知する。
- ・ 提案者は、質問に対する回答を作成し、事務局へ持参又は郵送（書留郵便等配達

状況を確認できるものに限る。)により提出する。

- ・上記の質問に対する回答及び提出書類による審査を行う。

(2) その他

ア 提案者が1社となった場合、別途定める最低基準点を超えた場合のみ契約候補者として選定する。

イ 評価委員会による採点が同点の取り扱い

(ア) 評価項目における「企画提案内容」の点数が高い者を入選者として選定する。

(イ) 「企画提案内容」が同点の場合は、実施委員会の協議により選定する。

10 契約

契約については、選定された契約候補者と委託者の間で詳細を交渉のうえ、締結するものとする。ただし、この交渉の中で、企画提案内容の一部を変更することがある。また、契約候補者が「7 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合や契約候補者との交渉が不調に終わった場合は、評価委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。なお、契約は委託者と締結するものとし、その手続きは、札幌市契約規則を適用する。

11 参加資格の喪失

本企画競争において、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで(契約候補者にあつては契約を締結するまで)の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

(1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき

(2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき

(3) 不正な利益を図る目的で評価委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき

12 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者。
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者。
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者。

13 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

14 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して 3 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

15 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 実施委員会が本企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を実施委員会が利用（必要な改編を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 提案者は、実施委員会に対し、提案者が企画提案を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

16 その他留意事項

企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。

17 各書類の提出先・問合せ先

担 当 スポーツ局スポーツ部施設課施設計画担当係 酒井、館

住 所 〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目1番地7 OREビル9階

電 話 011-211-3045

F A X 011-211-3046

メール sports-shisetsukeikaku@city.sapporo.jp